

クライアント各位

令和2年5月26日
横浜ベイサイド法律事務所

緊急事態宣言解除に伴う当事務所の対応方針について

拝啓 春陽の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜ベイサイド法律事務所は、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が解除されましたが、気を緩めず感染拡大防止を図ってまいります。

当事務所は引き続き出来る限りの対応をしてまいります。クライアントの皆様にはご不便をおかけする可能性がございますことを、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

感染拡大防止の取り組み

- ・ 相談室内での着座距離を多くとる
- ・ マスクの着用
- ・ 手洗い、うがいの励行
- ・ 事務所内の換気
- ・ 執務する弁護士、事務員の時差出勤
- ・ 在宅勤務 など

※事務所に弁護士、職員が不在の場合には留守番電話対応とさせていただきます。留守番電話のメッセージに対しても対応にお時間をいただくことがあります。また、事務所は不在となりますので、来所を希望される方は事前にご確認ください。